

議案第39号

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例
について

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和50年小松島市条例
第41号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月25日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和50年小松島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に，
「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は，公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月の市長，副市長及び教育長の期末手当の支給についての改正後の第3条の規定の適用については，同条ただし書中「あるのは，」とあるのは「あるのは」と，「」とする。」とあるのは「」とし，小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年小松島市条例第 号）附則第2条第1項第1号ア中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする。」とする。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。